

第14回 障害者差別をなくすための研究会議事概要

(野沢座長)

定刻を過ぎたのでそろそろ始める。条例の全体構造のイメージについて、より詳しく議論を行いたい。議事に入る前に事務局から資料の確認と出席している関係課の紹介と傍聴要領について説明を願いたい。

(野沢座長)

続いてミニタウンミーティングの結果紹介。

(事務局:小森)

お手元の資料をご覧いただきたい。前回報告以後、4回のミニタウンミーティングが一覧のとおり開催されたが、時間の関係もあり、当日出た意見等内容は資料をご覧いただいて今後の審議の参考としていただきたい。なお、今後の開催日程は、別紙資料「ミニタウンミーティング一覧」のとおり。

(野沢座長)

児童家庭課から、前回堀口委員から意見のあった、千葉県における児童虐待に関する制度やネットワークについて説明を願いたい。

(児童家庭課)

児童虐待の防止対策については、市町村が一義的な実施主体となる。

黄色の冊子(市町村虐待防止ネット)をご覧いただきたい。いろいろな機関が連携した支援を行っている。市町村会議と同様の内容の資料だが、11pのように、ネットワーク整備については、市町村が中心となり整備する。その現状は、資料1の10pに本年7月末の設置状況が掲載されている。要綱で23市6町で設置されている。なお、地域協議会の設置は小見川町のみであるが、その他、実質的に整備されている地域としては成田市などがある。

昨年6月1日現在は、19市町村だった。今回、障害児支援を同じネットで行っている市町村は、1つだけだった。法律上は要保護児童なので、虐待対応のみだけでなく設置可能であり、マニュアルの34pで、児童全体にネットを作っていただきたいと市町村に願っている。

(野沢座長)

堀口委員から、前回の質問の趣旨にあっているかご意見をどうぞ。

(堀口委員)

「障害のある方の虐待を扱うとき、既存の制度のネットをどう使うか」というのが、前回の質問の趣旨。ご説明どうもありがとうございました。

(野沢座長)

わたしからも質問。厚労省の手引き以外のものとして、15pに掲載されている資料は千葉県オリジナルのものか。

(児童家庭課)

いくつかの資料を参考にまとめたもの。

(野沢座長)

ありがとうございました。条例の全体構造(資料2)について、事務局から説明を。

(事務局:小森)

今後の議論の参考のため、先行する条文例(DPI、宮城県案など)を参考にまとめた。

前文。盛り込むのは、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす」という新たな地域福祉像や、障害者差別をなくす取組みの3つの意義としての、「障害があってもその人らしく地域で暮らすことを実現する」「障害者や障害の問題に対する理解を広げる「県民運動」となる」「あらゆる差別のない地域社会」を実現するための出発点となる」こと。取組みの方向性として、差別される側と差別する側という対立構図だけでなく、「すべての人が、その人の状況に応じて暮らしやすい社会を作るためにはどうすればよいか」という観点、障害者からもその思いを伝える必要性、表面の現象だけでなく社会の仕組みを変える仕組みについて、などを中間報告から参照することと考えられる。

総論部分。条例の目的、用語の定義など。「障害」の定義については、法律の定義にとらわれない形にすることが中間報告に記述されている。なお、差別についてもその定義を盛り込んでどうかという意見もある。

基本理念。「障害のある人が差別を受けずに地域で暮らす権利」「対立構図ではなく、相協力して取り組む姿勢」などを盛り込む。

各主体の役割。県、市町村、県民、障害のある人など、それぞれの役割について記す部分。なお、障害のある人は県民の中に当然含まれるが、議論の要素の明確化のため分けた。

(竹林課長)

構成の決まり事について、DPIや宮城県案を参考にしながら作ったが、千葉独自の要素を、骨組みの中に千葉らしさを盛り込む作業としてご理解をいただきたい。

(野沢座長)

森委員からもメールで意見を出していただいているが、どうか。

(森委員)

私の「叩かれ台」が役に立っていると図々しく自負しているが、どうか。もっと具体的なイメージは他にないのか。

(竹林課長)

次回、次々会と深めていく予定である。

(森委員)

事前に提示しているので読んでいる方もいると思うが、提案の主な説明をしたい。提案文を読み上げると、「叩かれ題(台)」のベースとして、考え方や思い方の多様性を尊重しながら、言葉の持つ<呪縛性>に左右されないように、「定義」をあまり必要としないで済む文言の使用やテクニックで作成出来ることを望みます。言葉は、コミュニケーションの道具であるからこそ持つ側面として、<思考の固定化>という危険性を孕んでいるということも警戒するからです。”

難しく言ったが、あまり、「言葉」の字句にとらわれない方がよいのではないか。言葉のとらえ方が皆それぞれ違うので、定義づけるとなると大変。そういう文章表現をしていただくとよい。実際に聴覚障害をお持ちの植野さんや、手話通訳の横山さんもいるのに、恐縮だが、手話での「障害者」も「障害を持つ人」という表現。

「単語の意味の伝達」という、字面を追うのでは無い表現を考えなければいけない。高梨副座長の発言もあったが、先天性、後天性の立場の違い、権利意識の違い、被差別感も異なることを考えていかねばならない。

(野沢座長)

とりあえず前文だけ議論したい。

(森委員)

事務局案でいいと思うが、知事の「障害者地域生活づくり宣言」の趣旨を大々的に出せるとよいのでは。

(野沢座長)

「前文など置かないでいきなり本論に入ろう」と言うような意見はないか。僕もやはり前文があったほうがよいと思うが…。

(森委員)

DPIでは前文のほかに「はじめに」があったと思うがどうか。前文自体は、それはそれであったほうがよいと思う。

(竹林課長)

DPI案がどういうコンセプトで前文と「はじめに」を分けたのかよく分からないが、前文と別に同様のものを設けるのは一般的でない。

(野沢座長)

前文の法的な規範などはどうなのか。

(鈴木教授)

一番有名な前文は日本国憲法。いわば、「法の精神」を記すところ。こうしたものが入ってくると、どうして、なぜ、この法を作ったのかという「精神」「魂」が現れる。また、その法のベクトル、方向性がはっきりするので、解釈の際にも役立つ。

条文本体になると、森さんの意見もあったが、堅めの文にならざるを得ない。その点、前文は様々な内容が柔らかく盛り込める。

(野沢座長)

千葉県が一番違うところは、民間の発想から、「地域福祉支援計画」「第三次千葉県障害者計画」と、10,000人を超える参加のタウンミーティングがあった。宮城県にはそのような官民協働の過程がなかった。千葉県だけのプロセス。条例そのものも大事だが、この過程を盛り込みたい。

しかし、それを条文に盛るのは難しい。だが、前文なら可能。それは皆さんにも賛同していただけたらと思う。そこは私たちの言語感覚の発揮のしどころだと思う。皆さんからのアイデアを次回以降も出してほしい。前文についてはこの辺で議論を終えたい。

次は、総論。森さんからも意見があるようだが。

(森委員)

前回、定義について、資料に出させていただいたが、DPI案の第1章の総則の3番目で、障害を持つ人の定義が書かれていて、やはり、DPI案の定義は「真似したい」と率直に思った。色々な解釈が分かれず、分かりやすく人々に語ってくれていると思う。非常に参考にできるのではないかな。

目的・定義・基本理念というところについては、条例の実際の中身なので、使う文言の堅さとして規制があると思うが、基本理念に、これまでの議論やタウンミーティングで示唆されてきた要素を盛り込めると思う。

(小林委員)

中間報告の11pで、WHOの国際障害分類では不可逆的な定義をしているが、その後、生活環境などを含めた定義に代わってきたことについて記述があるが、4つめの○の、「その後、WHOでは、障害当事者の参加を得て新たな分類草案の策定作業が進められ、2001年5月、新たな国際障害分類として「国際生活機能分類」が制定されました。この分類は、狭義の「障害」だけでなく健康状態全般を分類するものですが、障害を「心身機能・身体構造」「活動」「参加」という中立的な3つの次元で捉えるとともに、障害の発生には個人の特徴だけでなく社会環境との相互作用から発生するものとの認識に立って「環境因子」の要素を加え、これらの各次元・要素が相互に影響しあう「相互作用モデル」の立場をとっています。これは、従来の医学的・不可逆的な障害観から転換するものであり、一般に「社会モデル」「生活モデル」と呼ばれています。」というのが非常に分かりにくい。環境も含めて幅広く考えていることを分かりやすく文章にできないか。

(野沢座長)

図にすると分かるが、文章だと分かりにくい。成瀬さんなどは詳しくないか。

(成瀬委員)

以前、野沢さんも提起されたが、障害を持つ人の定義について述べたい。その根本には、日本政府の障害のとらえ方があって、教育委員会の考え方などにも影響して、問題が生じている。

私は、例えば、障害の定義も、もっと深めなければならないと思う。ご存知のように、日本では、「各種の障害者手帳を持っているのが障害者」という定義が始まり。手帳を持たないと始まらない。しかし、外国では、「自分は障害者だ」などと思っている人はいない。しかし、日本だとそれが前面に出てくる。だから、「“障害者”の呼称を“チャレンジド”に変えよう」などという面白い試みが出てくる。

地域福祉支援計画の最初の討議の時、だれかがPATS計画と言っていたが、「シルバーシートなど、困っている人みんなが活用できるようにしよう」という発言があった。それが、我々全体の千葉方式の基礎。それに立ち返りながら議論したい。それだけお伝えしたい。

(野沢座長)

もしも、そのときの文章などあればメーリングリストなどに情報提供してほしい。

(高梨副座長)

成瀬委員の発言で思い出したが、障害は日本では医学的なもので、その判定の結果として手帳が交付されるのだが、北欧では、サービスの受給権証である。「医学上どういう機能が欠けているか」ではなく、「生活上どういう支援が必要か」という観点である。しかし、受給権証は条例で扱う対象とは違うのではないかと思う。事務局の定義が分かりやすいのではないか。

また、意義を目標として「出発点となる」を「出発点とする」という積極的な表現にしてはどうか。

(森委員)

高村委員の資料の中で、「障害とは何か」をよく表しているものがある。2pの、「障害そのものよりも、サポートが得られないことが障害」ということ。いろいろと議論してきたが、センセーショナルな一文であり、強く心に訴えるものがある。

(内山委員)

鈴木教授に質問。障害者基本法に障害の定義があるが、この条例で障害の定義がずれても法的に問題はないのだろうか。

(鈴木教授)

両者の目的や手法が違っていれば、定義も変わっていてよい。むしろ、目的などが異なれば、違って当然。

(小林委員)

DPI案の2pのところで、「障害の定義」として、「障害とは、傷害や病気などを原因とする個人の特性にかかわらず、その個人に対して、ある程度以上の能力や機能を要求する社会的環境との関係で生じる障壁をいう。」としている。

ここに書いてあることは、「人間全て五体満足であることを要求する環境であること」が問題。例えば、この中には眼鏡をかけている人も多いと思うが、近視や乱視、老眼であっても、眼鏡がなければ普通に生活できない。短い文章だが、本質を突いていると思う。DPI案には、さらにその素となる資料などがあるのだろうか。

(竹林課長)

オリジナルだと思う。厚労省でも、今後の検討課題とのことである。

(鈴木教授)

当事者の観点から、これからどういう仕組みを作っていくか、と言うところから定義が決まってくる面もあるのでは。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

障害者と障害者手帳について。障害者という言葉に汎用性を含むことはできると思う。しかし、手帳は要件に当てはまらないといけない。手帳を交付してもらっていない人もいる。例えば、かつて、聴覚障害で手帳を取ると医師免許の欠格条項に該当してしまうので、医師の国家試験を受けるために、聴覚障害があるのに、あえて手帳を取らなかった人もいた。

だから、「障害者だから、なんらかの配慮が必要」と言う見方として、諸刃の剣となる部分がある。

(野沢座長)

定義はひとまず置いておいて、そろそろ次に進みたいのだが。

(森委員)

申し訳ないが、少し議論を引き留めたい。

差別の定義は、個別に分けて定義することになっているが、事例分析のような分野ごとの定義に分けず、総論にする意図はあるのか。

(竹林課長)

それがまさにこれから議論に移ろうとしたこと。濃淡はあるが、分野ごとに定義している。一応、差別の例示と言う形で前回の議論を引き継いだ。

(高梨副座長)

障害者基本法の話があったが、それを敷衍すると、障害の定義は身体障害・知的障害・精神障害となるが、これだけだと、障害者として認定になっていない人も多くでてきてしまう。われわれ委員の認識としては、それにとらわれない共通理解で進めたいと思う。

(山田委員)

各主体の役割の中で、市町村の役割はどうなるのか。例えば、政令市は除外されないと
言えるのか。

(竹林課長)

正直に申し上げますと、極めて微妙な問題だと思う。各市町村も、千葉県に地理的・物理的
に含まれるが、「行政主体としての各市町村がどんな義務を負うか」ということにはまた濃
淡に差がある。仮に条例が県議会を通過していても、各市町村の議会は通っていない。やる
気のある市町村は、それぞれの地域で合意形成をしていく形がベスト。

(野沢座長)

対立構図については、「対立構図ではなく」というだけではなくて、犯罪になるような虐待
など、対立してでも解決しなければならないこともある。そのあたりも同時に読めるようにし
たい。

各主体の役割の中に、福祉などの専門職の役割も書きたい。各論になるかもしれないが、
例えば児童虐待について、教師などの職業的専門職の役割をかけないものか。

時間がないので、次の「2. 差別の例示等」に移りたい。

(事務局:小森)

「2. 差別の例示等」について、教育、労働などそれぞれの分野で「××において◇◇する
ことは差別である」といったイメージで具体例を示す。また、合理的な配慮の必要性につい
て記す。これらは、条例の核となる部分である。

「3. 社会の仕組み自体を変えていける仕組み」は、ミクロな個別事案の解決ではなく、マ
クロな社会全体の変化を促すもの。分野ごとに、当事者のニーズを踏まえて、当事者、行
政、民間事業者等の関係者が知恵を出し合って取り組む仕組み。

(野沢座長)

森さんの「叩かれ台」はどうか。

(森委員)

DPI案が気に入ってしまったのだが、例えば、地域生活に関する権利、差別禁止や配
慮義務について。この内容で、千葉県で目指そうとしている意味内容が含まれているので、
あえて細かくせずに、「不利益取扱」の例示と、「合理的配慮」という骨格の建て方で分かり
やすくなるのではないか。

「3. 社会の仕組み自体を変えていける仕組み」が骨太の背骨になってくると思うので、こ
こに思想を盛り込んでいきたい。

(堀口委員)

鈴木教授にご意見をいただきたい。法律では条文でおおざっぱな枠組みを書いておいて、
細かいことは規則や通知などで別に定めるという法律が多い。例えば、発達障害者支援法
もそのような形になっている。

条例における分野ごとの書き方も、条例本体の条文で細かく書いた方がよいのか、規則や通知で入れ子方式にした方がよいのか。

(鈴木教授)

定義や言葉は、全体の仕組みの中で考えなければいけない。「分野ごとの例示」であれば「やってはいけないこと」を例示している。ただ、これに尽きるものではない、という意味で、「4. 個別事例の解決の仕組み」と結びついてくる。

「不利益取扱」という「やってはいけないこと」と「合理的配慮」という「やってほしいこと」のセットになる。700件の事例は「やってほしくないこと」が中心だが、「やってほしいこと」は障害の特性や個別の事案ごとに異なる。

堀口委員がおっしゃったことは、国なら、法律、政令、省令、規則という入れ子の形になる。すべて法律で規定すると柔軟に対応できないのでそうする形になる。ただ、条例と法律とは仕組みが違うので、あくまで条例の仕組みによって考える必要がある。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

「合理的配慮」という言葉を使わない方がよい、という理由を森さんに聞きたい。

(森委員)

「合理的配慮」の「合理的」とは、誰にとって合理的なのか、ということについての意味づけ、定義づけに膨大な作業・文章が必要になるのではないかと懸念がある。それはむしろ、言葉としてではなく、具体的な仕組みを中身として表現できればよいと思う。合理的配慮という言葉に囚われすぎないほうがよいのではないか。

(野沢座長)

「合理的配慮」は考え方としては必要だが、表現方法を考える必要があるということか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

何か物差し、尺度となるものが必要。表現を変えるというのであれば、制約をもうけるということになるのではないか。「合理的配慮」ということについて、逆の立場から懸念する。障害者として、世間にもものを言うための尺度となる。それが可能になるかどうかお話を伺いたい。

(野沢座長)

抽象的な議論になってきてしまったが、具体的に整理してほしい。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

率直に言って、合理的配慮の「合理的」は、障害者ではなく、障害のない一般の方の意見と捉える性質のものなのか。

(野沢座長)

整理しきれないので、メーリングリストなどで議論してほしい。

(白川委員)

まず、「知られていないこと」による差別がある。地域に当たり前にいると言う話だが、それは、教育のみではなく、一緒にいると言う部分が、取組みの方向性に出ていたが、基本理念にも出てこなかった。その辺は抜けてしまったということなのか。

(野沢座長)

あくまで骨組みなので、積極的に落としたわけではない。どんどん肉付けしてほしい。

(白川委員)

今後の議論によると言うことでよろしいのか。

(野沢座長)

議論で肉付けしたのに出てこなければ「何事か！」とお叱りいただく形でお願いしたい。

(小林委員)

森さんの意見には賛成。DPIの案では細かく規定している。しかし、みやぎ連絡協議会案ではだいぶコンパクトになっている。

やはり、きちっと分野を分けて例示した方がよい。それでも網の目から落ちる差別もあるが、救済機関だけでなく、啓発などのために、DPI案にある権利センター的なものを作ればよいのでは。

(野沢座長)

われわれは細かく事例分析をしたが、やはり、普通の人には分からない。だから例示する必要はあるが、「これ以外は差別ではない」と開き直られると困る。そういうものをどうしていくかが「3. 社会の仕組み自体を変えていける仕組み」以降のものになっていくと思う。「3. 社会の仕組み自体を変えていける仕組み」以降は千葉県ならではの仕組みだと思う。極めて重要である。「4. 個別事例の解決のための仕組み」「5. 理解を広げる仕組み」とも絡めた方が分かりやすいと思うので、事務局からまとめて説明を。

(事務局:小森)

「4. 個別事例の解決のための仕組み」はいわばミクロの個別事案の解決の仕組み。障害者の権利救済委員会。調査、助言、あっせん、勧告などの役割を予定している。また、中核地域生活支援センターでの相談を受けての現場での解決の仕組みや、現存する相談員制度を利用して、これを条例上の制度に取り入れることを考えている。

「5. 理解を広げる仕組み」はマクロの構造的問題について取り組む仕組み。調査、研究、広報・啓発など。また、理解を広めるための機関として、積極的に取り組んでいる事業者の応援や、県への提言なども考えられる。機能として別なので「4. 個別事例の解決のための仕組み」とは分けたが、同一の機関が2つの機能を同時に担う仕組みも考えられる。中核地域生活支援センターや相談員をこちらでも活用したい。

(野沢座長)

これらは条例を進める重要な仕組みとなるだろう。意見のある方はどうぞ。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

中核地域生活支援センターに関してだが、障害者はどこからどこまでを対象にしているセンターなのか。聴覚障害者は含まれるのか。

(白川委員)

母体となる事業所ごとの得意分野は存在するが、対応は対象者横断である。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

聴覚障害者情報提供施設も相談を担っているが、重複する機能をどうするのか。また、各市町村が単独で行っている相談員制度も位置づける必要はないのか。

(竹林課長)

さまざまな相談機関は、身体障害、知的障害、子ども、高齢者など各分野ごとに縦割りに作られてきたので、それらの存在を否定するものではない。

しかしながら、成瀬委員や野沢座長は詳しくご存知と思うが、地域福祉支援計画で、「制度の狭間に落ち込んでしまう人をどうするか」という問題が出てきた。そこで、いま述べたような専門・縦割りの支援機関とネットワークを作るために中核地域生活支援センターができた。

非常に雑ぱくに言えば、中核地域生活支援センターは「広く浅く」、各相談機関は「狭く深く」と言う役割分担。中核地域生活支援センターは全県にあるので、条例で、全県的的制度として書き込みやすい。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

身体障害者相談員などは国の制度だったと思うが。

(成瀬委員)

私も身体障害者相談員。身体障害者福祉法で定められた相談員だが、具体的には、種々雑多な方が入っている。地域の名士、お坊さんなど。私がなぜ相談員になったかという、2年前、税理士の方がやっていたのを引き継いだ。実際にどんな仕事かという、週1回、身体障害者相談員の相談員として、市役所で待機する、という程度で、せっかくやる気があっても、十分なノウハウも研修などで提供されない。たまに相談者がお見えになると、「ハローワークで就労を断られたから来た」という。

中核地域生活支援センターのようなものが、この制度にぴったりな場所なのではないかと思う。身体障害者福祉法の相談員は生きている制度ではない。調査する必要がある。むしろ、中核地域生活支援センターで活きた相談をして、掘り起こしていくのがよい。もちろん、身体障害者相談員の意見も聞く必要があるが、相談員の研修で、実際の問題点を調査すべきと考える。

(内山委員)

社会福祉協議会の事業である「スマイル」が入ってこないのは違和感がある。また、船橋市や千葉市には中核センターがない。また、成瀬委員の言うように、身体・知的相談員も機能していないという。職能団体である社会福祉士協会などを活用できないか。

(横山委員)

精神障害者相談員という相談員はいないので、精神障害者は民生委員からの支援を受けている人も多い。民生委員も入れてほしい。

(西村委員)

「3. 社会の仕組み自体を変えていける仕組み」「4. 個別事例の解決のための仕組み」「5. 理解を広げる仕組み」のように、関わっている一人一人が持つ役割として、千葉県独自の取組みが生きてくるのではないか。事例化される前に、「ちょっと気付いた方が積極的に行動しなければならない」という旨を反映できるとよい。

また、横山委員のいうように、民生委員など既存の制度を(条例に)うまく落とし込めるとよい。色々な人が関わられるような制度にできるとよい。

(高村委員)

「大まかなイメージ」ということで、そのうち40%が子どもの事例であった。中間報告にあるように、前文に盛り込みたい。また、子どもの権利擁護の視点が弱い。サービス提供の事例などで、ホテルなどの記述はあるが、保育所や学童保育に入れるのか。学校教育法施行令22条3項に該当する子は受け入れない市町村は多い。そこを考えると、子どもの視点を入れて一緒に考えていきたい。

また、移動について、DPI案も参照してほしいが、障害のある子は連れて行けないと移動できない。そこを保障しない限りは意味がない。千葉市の場合は移動保障もしている。なんらかの形で保障が必要。

解決の仕組みとして、既存の制度がうまく機能していない。例えば、中立の行政委員会といいながら、教育委員会には教員が入ったりしている。親も子どもも安心して相談できる機関が存在しない。かといって児童相談所では対応できない。機能するような解決の仕組みを一緒に考えていただきたい。

(野沢座長)

「4. 個別事例の解決のための仕組み」の独立性や中立性などに関わる重要な部分だと思ふ。

(白川委員)

いま中核地域生活支援センターに入ってくる事例としては、行政(市役所)から入ってくるものが多い。やはり、一般の方は市役所に相談する機会が多い。なので、中核地域生活支援センターは市町村をまたがっているので、各市町村の相談窓口となっている。

相談員を条例上の仕組みに組み入れたのは、「各市町村に必ずいる」からと言うことだと

思うが、各市町村のレベルで吸い上げる仕組み、各市の相談窓口を利用する仕組みはなんとかないものか。

(山田委員)

私も、つい先ほど相談に乗ってきた一つの個別事例が頭に浮かんだ。要は、どうやったらこの条例が活用できるのか、ということ。「2. 差別の例示等」の例示は重要。障害者に関わる専門家が、そうと気付かずに差別的な言動をする場合がある。当事者も、自分が訴えていいのかわからない状況がある。

「4. 個別事例の解決のための仕組み」の個別事例が解決に有効な仕組みにしてほしい。機能するように変えていけるか。

また、相談を受けられる場所はたくさんあって構わないと思う。また、相談をただ聞くだけでなく、ケースワークする存在が必要。中立な第三者というよりも当事者に寄り添って動く人、コーディネータが必要。

コーディネータを受け入れざるを得ない状態に担保しなければいけない。例えば、私が家族に付き添って話し合いに行っても「家族以外とは会わない」と言う教育委員会もある。そこをなんとか規定しなければいけない。

(小林委員)

今回の試みは、条例づくりも大事だが、社会から障害者差別をなくすことが究極の大目的だと思う。条例は一つの枠組みでありツール。障害者差別をなくすための運動も忘れないでほしい。個別事例の解決のための機関は大事だが、網の目から落ちてしまう事例、差別の実態をつかむ機能も盛り込んでほしい。

差別をなくすための県挙げての大運動。アメリカでの健康長寿のためのヘルシーピープル計画というものがあつたが、千葉県の取組みも先駆的な取組みなので、全国的な取組みにするためにPRができないか。それがまた県民の自負・名誉にもなる。意識を変える運動の参謀本部を作って、テレビCM、ホームページ、漫画などを作ってはどうか。お金もかかってしまうと思うが、参謀本部の中に、相談員など様々な人が集まっているいろいろなことを行うのはどうか。

(森委員)

基本的に、鈴木教授がおっしゃるように、「3. 社会の仕組み自体を変えていける仕組み」「4. 個別事例の解決のための仕組み」の文をどう作っていくかが狙い目だろう。全ての県民にとっての利害関係を決めるので、分かりやすいもの、いつでも使えるような辞書的なものにしないとイケない。

中核地域生活支援センターの位置づけが「4. 個別事例の解決のための仕組み」「5. 理解を広げる仕組み」の両方にまたがっていることについて、スタッフも含めて組織体制に余裕がなく、許容量が厳しいではないか。そのあたりのすりあわせも必要ではないか。

また、内山委員から意見があつたように、硬直した既存制度をどう活性化させるのか、その仕組みが必要。冗談になるが、この際、公教育は民営化するのもよいのではないか。

また、市町村をどう巻き込んでいくか。合併に伴って、後ろ向きの、低位平準化のすりあ

わせになってしまう傾向がある。現場に対するフォローの仕方を考える必要がある。

理解を広げる仕組みは、今まさにやっているミニタウンミーティングが重要。啓発活動が条例を作った後も続けていけるようにしていければと思う。

(野沢座長)

今回は、もう少し条文に近いものを議論したい。

「6. 今後議論すべき課題」について、事務局から説明を。

(事務局:小森)

虐待については、広義の差別に含まれるものではあるが、「通常の差別と同列に論ぜられるか、施設職員や親など保護責任の高い人が行うものを一般の人がするものと同列に論ぜられるか」と中間報告にもある。

罰則についても、中間報告にあるように、検討すべき課題と考えている。

(野沢座長)

今後の進め方について事務局から説明を。

(事務局:小森)

今回はもう少し条文に近いものを提示したい。「2. 差別の例示等」「3. 社会の仕組み自体を変えていける仕組み」はプロジェクトチームなど庁内の関係各課の知恵を借りる部分もあるので、順番を前後し、「1. 総論」「4. 個別事例の解決のための仕組み」「5. 理解を広げる仕組み」を先に議論したい。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

前回の研究会で、西村委員から淑徳大学での「精神障害者の差別をなくすためのミニタウンミーティング」の報告があり、事例の概要が紹介されたが、ホームページなどでの公開・情報提供はできるのか。

(野沢座長)

ミニタウンミーティングで出された事例なども情報提供していきたい。

(森委員)

事務局に意見。研究会の資料の送付が開催の前日では読み切れない。大変だとは思いますが、より早めに提示してほしい。

(事務局:小森)

早めに資料提供できるよう努力する。

(野沢座長)

今回は10月13日に開催する予定である。今日も終了予定時刻を過ぎてしまったが、お疲れ様でした。ありがとうございました。